

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日、以前所属していた会社K部Lグループに異動となり、機械設備や治具の設計業務に従事していた。

請求人によれば、異動後、上司とのトラブルや長時間労働等により胸の痛みが生じ、平成〇年〇月からイライラ感、焦燥感、不眠などのうつ症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「うつ状態」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日には、Eクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医意見、発病の状況及び経過等から、請求人に発病した精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）であると判断し、発病時期は平成〇年〇月頃とするのが妥当であるとしている。

請求人の症状等の経過に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

この点について、請求人は、本件疾病の発病時期は平成〇年〇月頃ないし同年〇月頃であり、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書にも平成〇年〇月頃と記載されている旨主張しているが、請求人は、同医師が平成〇年〇月頃と推定した根拠として、Gとのトラブルや長時間労働について話をしたことである旨述べているところ、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人本人の陳述と診療経過より判断。平成〇年〇月頃よりうつ症状が出現、以後悪化の経過をたどり、平成〇年〇月〇日の初診時には本件疾病が疑われた。」旨述べており、平成〇年〇月頃は「うつ症状」が出現していたにすぎないものと認められる。

一方、請求人は、「以前からあったが、平成〇年〇月あたりから、不眠になり、だるさ・やる気の無さ・うつ感・眠気・集中力の無さ（総合してうつ症状）が

はっきり表れ始めた。○月末くらいからひどくなり仕事に支障が出始めたため、精神科に行き、うつ病と診断された（○月○日）。」旨記載し、請求人の妻も、「平成○年○月か○月になって、眠れないに加えて体がだるい、倦怠感がある、何かおかしいと請求人が言うようになり、同年○月○日D病院に受診した。」旨述べている。

そうすると、請求人の疾病については、平成○年○月に初めて確定診断がされたものであるから、専門部会が判断したとおり、同年○月頃に本件疾病を発病したものとするのが妥当であって、「うつ状態」が出現したにすぎない時期をとらえて発病時期とすることは妥当ではないから、請求人の主張は採用することができない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、本件疾病の発病原因で一番大きいのは、上司との関係であった旨述べているところ、平成○年○月○日付けの申立書及び聴取書によると、具体的には、①平成○年○月に会社K部Mグループから会社K部Lグループに異動となったこと、②異動により仕事の内容が製造から設計に変更になったこと、③異動により請求人の上司が替わったこと、④異動後、会社K部Lグループで放置されていた製品の試作品の発注担当となったが、担当となった時点で業者も決まっておらず、納期にも間に合わない状態であったこと、⑤上司であるGに相談したが、大声で叱責されたこと、⑥同僚がGから叱責を受けているのを見て、上司は頼りにできないし、相談もできず、一人で仕事をやらなければいけないと思ったこと、⑦異動後、長時間の残業が続いたことなどがあった旨述べている。

ア 請求人は、①については認定基準別表1の「配置転換があった」、②については同「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、

③については同「上司が替わった」、④については同「達成困難なノルマを課せられた」に、それぞれ該当する旨述べているが、これらの出来事はいずれも平成〇年〇月の人事異動ないしそれに伴う出来事であって、評価期間内の出来事ではないから、評価の対象とはならない。

イ 請求人は、⑤について、「Gから、事務所内の同人の机のところで、『限界ということは君の能力では無理ってこと。仕事放棄ってこと。能力がないなら、そう言ってくれれば、他の人に替えるから。』と叱られ、かなり大きな声できつく言われた。」旨述べている。しかし、請求人は、「この出来事は、平成〇年〇月の第3週か第4週のくらいのことであった。」旨述べており、この出来事も評価期間内の出来事ではないから、評価の対象とはならない。

ウ 請求人は、⑥について、「同僚が業者の前でGから『アホ』と罵られているのを聞いたり、別の同僚が私の真横でGと仕事上の口論をしているのを見て、Gには困ったことの相談や失敗の相談はできない、1人でやるしかないと感じた。」「他のスタッフがGから叱責を受けたり怒鳴られたり、業務の進め方などで言い合いをしたりしているのを見て、次第にGに対して恐怖心を覚えた。」旨述べている。

請求人が主張する出来事が評価期間内に生じたものであるか否かは明らかではないものの、仮に評価期間内の出来事であるとしても、請求人とGとの間に周囲から見て認識されるような対立があったとは認められないことから、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に当てはめて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」が妥当であると判断する。

エ ⑦について、請求人は、平成〇年〇月以前は70時間程度、同年〇月以降は3か月連続で90時間程度の時間外労働を行っていた旨主張するとともに、「タイムカードと勤務表の記載はおおむね正しい。」旨述べ、H及びIも「勤務表の記載に間違いはない。」旨述べている。

監督署長が勤務表を基に認定した請求人の時間外労働時間数をみると、本件疾病発病のおおむね6か月前である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの時間外労働時間数は82時間30分である。

この出来事は、認定基準別表1の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するところ、仮に請求人が主

張するような長時間労働に従事していたとしても、発病直前の連続した3か月間に1か月当たりおおむね100時間の時間外労働を行っていたわけではないことから、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

オ 以上からすると、当審査会としては、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であって、「強」には至らないものと判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。